

第2章

ライセンス

7 MFJ会員ライセンスの種類

- 7-1 MFJ会員ライセンスは、「競技ライセンス（エンジョイ資格含む）」「スポーツ指導者ライセンス」「ピットクルーライセンス」に分けられる。
- 7-2 公認競技会に参加するために必要な資格は「競技ライセンス（エンジョイ資格では不可）」である。
- 7-3 承認競技会に参加するために必要な資格は「競技ライセンス（エンジョイ資格含む）」および運転免許証を取得していることを条件とし、「ピットクルーライセンス（タイプA）」および競技役員ライセンス所持者でスポーツ安全保険加入者が参加できる（運転免許証所持者）。
※ロードレース競技は公認・承認に関わらずロードレースライセンスが必要。
- 7-4 競技役員／講師／インストラクター／競技運営に携わる、あるいは指導にあたるものに必要な資格を総称し、「スポーツ指導者ライセンス」という。
- 7-5 「ピットクルーライセンス」は競技者のサポート的役割で競技に参加する者に必要な資格である。
- 7-6 競技会の格式・種目・カテゴリーにより必要な参加資格が指定される。

8 MFJ会員ライセンスの取得要件

MFJ会員ライセンス申請を行う者は、次の要件を満たしていなければならない。

- 8-1 日本にスポーツ国籍を有すること。
- 8-2 過去6ヶ月以内に重大な刑法上の犯罪により処罰されていない者又は、その処罰期間内でないこと。
- 8-3 日本に国籍を持たない者は、日本国内に3ヶ月以上継続的に居住していること。
- 8-4 講習会の受講または、運転免許証を取得できる身体的要件を備えていること。
- 8-5 他国協会（FMN）からライセンスの発給を受けている者は、当該FMNからの移籍許可を得なければならない。ただし、当該年中の再移籍はできない（MFJから他FMNに移籍した場合、当該年度内にMFJ会員ライセンスの再取得はできない）。
- 8-6 ライセンスの申請は、戸籍上の氏名で登録しなければならない。
但し、外字、俗字等が含まれる場合は、常用漢字に変換すること。
※虚偽の申請が判明した場合、当該ライセンス資格は停止される（38頁12-1-2参照）。
- 8-6-1 競技ライセンスの種目別取得要件
競技ライセンスは全国的に統一された規則で開催される「公認競技会」に必要な

資格であり、スポーツとして技量に応じたクラスを提供するために、経験値あるいは競技会における成績にて昇格基準が設けられる。また、スポーツ安全保険に加入するために必要な資格である。

8-6-2 ライセンスを取得する場合、種目毎に定められた取得条件を満たし、Webによる申請（決済含む）または、必要な申請書類、および申請料（ライセンス会員会費、スポーツ安全保険掛金、事務手数料）を収めなければならない。

ライセンス申請時に未成年（満20歳未満の方）は、未成年者の競技会参加承諾書（専用書式に実印捺印と印鑑証明原本）を必要とする。

※対象種目はロードレース、モトクロス、トライアル、スノーモビル、エンデューロ、スーパーモト申請者とする。

なお、一担収められた申請料は、過納金以外は返還されない（申請書の未提出を含む）。また、申請料の年度繰越しは認められない（※競技役員・講師ライセンスはMFJが契約する別の傷害保険が適用されることから、ライセンス会費のみとする。ただし、承認競技会に選手として参加する場合、スポーツ安全保険掛金と事務手数料を必要とする）。

※以下に述べる取得条件中の年齢については「スポーツ年齢」とする。スポーツ年齢とは満年齢ではなく、当該年中（2016年1月1日～2016年12月31日迄）に誕生日を迎える年齢をいう。

※競技ライセンス取得者で、ロードレースの場合、10年以上更新手続きを行っていない者は、その資格を失い、再取得する場合は種目毎に定めているライセンス取得条件を満たさなければならない。ただし別に定めるロードレース国際ライセンス特別申請に関してはこの限りではない。

※ライセンス（エンジョイ含む）に貼る写真は6ヶ月以内に撮影したもので、正面、無帽で身分を証明するにふさわしいものでなければならない（不適正と判断された場合、大会の出場が認められない場合がある）。

8-7 ロードレースライセンス

8-7-1 公認競技会/承認競技会ともに参加者は「競技ライセンス所持者」でなければならない（エンジョイ資格では参加できない）。

8-7-2 ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
国際 (INT)	世界選手権 / 国際競技会 / 全日本選手権 / MFJカップ・地方選手権インタークラス他 / 承認競技会
国内 (NAT)	MFJカップ・地方選手権ナショナルクラス / 承認競技会
フレッシュマン	MFJカップ・地方選手権ナショナルクラス / 承認競技会
ジュニア	MFJカップ・地方選手権ナショナルクラス / 承認競技会

8-7-3 ライセンスの取得条件

最初に取得可能なライセンスは「ジュニア」「フレッシュマン」「国内」である。「国際」は前述のライセンス取得後、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

8-7-3-1 ジュニアライセンス

12歳以上16歳未満の者でMFJ公認サーキットの当該年度有効なサーキットライセンスを所有していること。または、MFJの公認するロードレースジュニアライセンス講習会を受講し、修了証を取得していること。修了証の有効期間は受講日から1年間とする。

取得後に資格更新に際して16歳となった場合はフレッシュマンライセンスに移行しなければならない。

- 8-7-3-2 フレッシュマンライセンス
16歳以上の者で、下記のいずれかの条件を満たしていること。
MFJ公認のサーキットにおいてサーキットライセンス講習会を修了し、当該年度有効なサーキットライセンスを所持していること。
または、MFJの公認するロードレースフレッシュマンライセンス講習会を受講し修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

- 8-7-3-3 国内ライセンス
16歳以上の者で、下記のいずれかの条件を満たしていること。
・MFJの公認するロードレース国内ライセンス講習会を受講し修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。
・または下記のとおりとする。
①MFJ公認サーキットのライセンス取得者で当該サーキットにおける3時間以上の走行証明印を取得していること（走行券や走行カードでの申請は不可）。
有効期間：発行日より1年間とする。
②フレッシュマンライセンスにて、公認・承認ロードレース大会に2回以上出走の実績があること。有効期間：前々年度（2014年1月1日以降）の大会より。
③フレッシュマンライセンスにて、MFJ国内（準国内公認格式以上）公認サーキット以上の施設で開催された公認・承認ロードレース大会にて下記の成績を得たもの。
・予選出走台数が20台以上のレースで10位以内に入賞。
・予選出走台数が10台以上のレースで6位以内に入賞。
※②、③とも「ロードレース国内ライセンス申請資格取得証明願い」および主催者の証明印を必要とする。
有効期間：前々年度（2014年1月1日以降）の大会より（※MFJ公認、承認大会に限る）。

8-8 モトクロス／トライアルライセンス

- 8-8-1 公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない（エンジョイライセンスでは参加できない）。

- 8-8-2 ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
国際A級	国際競技会／全日本選手権他／承認競技会
国際B級	全日本選手権／地方選手権他／承認競技会
国内A級	地方選手権／県大会／承認競技会
国内B級	〃／承認競技会
ジュニア	〃／承認競技会
PC（MXのみ）	〃／承認競技会

※全日本MXレディースクラスはモトクロスジュニアライセンス以上。

- 8-8-3 ライセンスの取得条件

最初に取得可能なライセンスは「PC（モトクロスのみ）」「ジュニア」「国内B級」である。「国内A級」以上は前述のライセンス取得後、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

- 8-8-3-1 PCライセンス（モトクロスのみ）

8歳以下の年少者と親権者に対して設けられる資格で、下記要件を満たさなければならない。

MFJの公認する当該ライセンス講習会を親権者と共に受講し、修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

取得後に資格更新に際して9歳以上となった場合はジュニアライセンスに移行し

なければならない。
 8-8-3-2 ジュニアライセンス
 9歳～15歳の者で下記要件を満たしているもの。
 MFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し、修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。
 取得後に資格更新に際して16歳以上となった場合は国内B級に移行しなければならない。

8-8-3-3 国内B級ライセンス
 16歳以上の者で下記要件を満たしているもの。
 運転免許証（原付以上 小型特殊免許を除く、以下同じ）を取得していること。
 運転免許証を受けていない者はMFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

8-9 スノーモビルライセンス

8-9-1 公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない（エンジョイ資格では参加できない）。

8-9-2 ライセンスは下記に区分される。

ライセンス区分	参加できる競技会の例
A級	全日本選手権／地方選手権他／承認競技会
B級	全日本選手権／地方選手権他／承認競技会
ジュニア	全日本選手権他／地方選手権他／承認競技会

8-9-3 ライセンスの取得条件
 最初に取得可能なライセンスは「ジュニア」「B級」である。「A級」は前述のライセンス取得後、別途定める昇格基準を満たさなければならない。

8-9-3-1 ジュニアライセンス
 9歳～15歳の者で下記要件を満たしているもの。
 MFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し、修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。
 または、当該年度有効なモトクロスジュニアライセンス所持者は、スノーモビルジュニアライセンスを申請することができる。
 取得後に資格更新に際して16歳以上となった場合はB級に移行しなければならない。

8-9-3-2 B級ライセンス
 16歳以上の者で下記要件を満たしているもの。
 運転免許証（原付以上 小型特殊を除く）を取得していること。
 運転免許証を受けていない者はMFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

8-9-3-3 当該年度有効なモトクロス国際B級以上のライセンス所持者はスノーモビルA級ライセンスを申請することができる。

8-10 スーパーモトライセンス

8-10-1 公認競技会参加者は「競技ライセンス」所持者でなければならない（エンジョイ資格では参加できない）。

8-10-2 ライセンスは、スーパーモトA級とB級に区分される。

8-10-3 スーパーモトB級ライセンス
 スーパーモトB級の取得条件は、12歳以上で下記のいずれかの要件を満たしているもの。

- ・当該年度有効な下記のMFJ競技ライセンスを取得していること。
(ロードレースジュニア、モトクロスジュニア、トライアルジュニア、スノーモビルジュニア、エンデューロ国内以上)
- ・運転免許証(原付以上小型特殊免許を除く)を取得していること。
- ・MFJの公認するスーパーモトライセンス講習会を受講し修了証(受講日から1年間有効)を取得していること。
- ・エンジョイライセンス所持者で、承認競技会に(種目を問わず)2回以上参加したもの(ライセンス申請時に、あわせて大会結果表を添付すること)。

8-10-4

スーパーモトA級ライセンス

スーパーモトA級ライセンスの取得条件は、別途定められる昇格基準を満たさなければならない。

または、当該年度有効なロードレース国際・モトクロス国際B級以上・トライアル国際B級以上のライセンス所持者は、初めてスーパーモトライセンスを追加する場合に限り、スーパーモトA級ライセンスを申請することができる。

8-11

エンデューロライセンス

8-11-1

公認競技会における公認クラスの参加者は「MFJエンデューロ競技ライセンス」所持者でなければならない。

エンジョイライセンスは承認競技会、承認クラス参加者に限る。

8-11-2

競技会のコースに公道が含まれる場合は、競技に参加する車両で公道走行可能な運転免許証を所持していなければならない。

8-11-3

運転免許証取得年齢未満の者は、承認競技会参加有資格者で承認競技会(公道を使用しない大会)にのみ参加することができる。

8-11-4

ライセンスはエンデューロ国内と国際に区分される。

8-11-5

エンデューロ国内ライセンス

16歳以上の者で、下記要件を満たしているもの。

運転免許証(原付以上小型特殊免許を除く)を取得していること。

運転免許証を受けていない者は、MFJの公認する当該ライセンス講習会を受講し修了証(受講日から1年間有効)を取得していること。

8-11-6

エンデューロ国際ライセンス

エンデューロ国際ライセンスの取得条件は、別途定められる昇格基準を満たさなければならない。

または当該年度有効なロードレース国際・モトクロス国際A級・トライアル国際A級ライセンス所持者で、初めてエンデューロライセンスを追加する者は、エンデューロ国際ライセンスを申請することができる(年齢は問わない)。

※初回、国内で追加申請した者が国際へ昇格する場合は、成績による自動昇格か特別昇格申請にて認められなければならない。

8-12

ピットクルーライセンス

ピットクルーは競技者のサポート的役割で競技に参加するための資格である。ピットクルーの登録が必要な競技においては本ライセンスを要し、16歳以上であることを条件とする(原付以上の免許証を取得しライセンス申請時に登録した場合タイプA、免許証のない場合タイプB)。

※タイプAは承認競技会に選手として参加できる(ロードレースは除く)

8-13

エンジョイライセンス

エンジョイライセンスはモーターサイクリスポーツを生涯スポーツとして身近に

楽しむ、承認競技会に参加するための資格である（ただし、ロードレースは承認競技会においてもロードレース競技ライセンスを必要とする）。したがって昇格基準は設けられていない。

特に競技会の特別規則に規定されない場合は、ロードレースを除くどの種目の承認競技会にも参加できる。

また、スポーツ安全保険に加入するために必要な資格である。

8-13-1

エンジョイライセンスの取得条件

運転免許証（原付以上 小型特殊を除く）を取得していること。

16歳未満の者、並びに運転免許証を受けていない者は大会主催者／ネットワークショップ／加盟団体等で行われるエンジョイ会員講習会を受講していること。

（MFJ公認競技ライセンス取得講習会、サーキットライセンス講習会の受講実績も可）

8-14

スポーツ指導者ライセンスの取得条件

スポーツ指導者ライセンスは競技運営に携わる競技役員、ライダー養成講習会の講師／インストラクター等に従事するために必要な資格である。

8-14-1

競技役員／講師ライセンスの取得条件

18歳以上の者で、MFJの公認する当該種目の競技役員ライセンス講習会（講師は講師ライセンス講習会）を受講し、修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。

最初に取得する競技役員／講師ライセンスの等級は3級からとする。

※詳細は37頁の10-1スポーツ指導者ライセンスに関する規定を参照。

また、実績を十分に満たしたうえで、MFJ加盟団体、MFJ公認サーキットから推薦を受けた者は、講習会を免除される場合がある。

8-14-2

インストラクターライセンスの取得条件

ロードレース、モトクロス、トライアル、エンデューロの国際ライセンス（スノーモビル、スーパーモトはA級）取得者で、講習経験が豊富でMFJ加盟団体、公認サーキット、セーフティ委員会員のいずれかの推薦を得て、MFJインストラクター養成講習会を受講し、セーフティ委員会が認めた者。なお、受講資格者でセーフティ委員会が特に必要と認めた者はこの限りではない。

8-15

FIM、FIMアジアライセンス（MFJを経由して取得）

国内・国外における世界選手権競技会、国際競技会に参加することのできるライセンスの区分は、次のとおりである。

種 目	競 技 会	必要なライセンス		申 請 資 格
		シリーズ参加の場合	1大会のみ参加(国外でも使用可)	
ロードレース	世界選手権GP (グランプリ)	世界選手権GP用年間ライセンス	世界選手権GP用1大会ライセンス	ロードレース国際ライセンス所持者 最低年齢 ・16歳 ・Moto3、Moto2、スーパーバースポーツ、スーパーストック=16歳 ・スーパーバイク、8時間耐久・MOTOGPその他=18歳
	スーパーバイク世界選手権	SB世界選手権用年間ライセンス	SB世界選手権用1大会ライセンス	
	世界耐久選手権	世界耐久選手権年間チーム及びライダーライセンス	世界耐久選手権用1大会チーム及びライダーライセンス	
	その他の国際競技会	FIMインターナショナルライセンス年間用	FIMインターナショナルライセンス1大会用	
	アジア選手権	アジア選手権用年間エントラントライセンス アジア選手権用年間ライダーライセンス	1大会のみエントラントライセンス 1大会のみライダーライセンス	

種目	競技会	必要なライセンス		申請資格
		シリーズ参加の場合	1大会のみ参加(国外でも使用可)	
モトクロス	世界選手権GP(グランプリ)及びスーパークロス	世界選手権GP及びスーパークロス用年間ライセンス	世界選手権GP及びスーパークロス用1大会ライセンス	モトクロス国際A級ライセンス所持者最低年齢 1 世界選手権用 ①MX2=15歳 ②MX1=16歳 ③MX3=16歳 2 その他の競技会用 65cc=10歳 85cc=11歳 125cc=13歳
	その他の国際競技会	FIM国際選手権年間ライセンス年間用	FIM国際選手権年間ライセンス1大会用	
	アジア選手権	ライダー用年間ライセンス	1大会のみライダーライセンス	
トライアル	世界選手権	世界選手権用年間ライセンス	世界選手権用1大会ライセンス	トライアル国際A級ライセンス所持者 運転免許証を受けていること
	その他の国際競技会	FIM国際選手権年間ライセンス年間用	FIM国際選手権年間ライセンス1大会用	
エンデューロ	ISDE	ISDE用ライセンス		MFJエンデューロライセンス所持者でスポーツ委員会にて実績を認められた者
	アジア選手権	ライダー用年間ライセンス	1大会のみライダーライセンス	
ラリーレイド	ラリーレイド	ラリーライセンス ※別途医師による診断書の提出が必要		

海外での競技会への参加に関しては、事前にMFJに連絡し、許可を得なければならない。

(相手国協会に対しMFJより出場許可書が発行される)

※全ての国際選手権ライセンスの取得可能最高年齢は55歳となる年の年末までとする(これを超えた場合は別途審査が必要)。

9 ピットクルーに関する規定

ピットクルーはライダーを補佐し、レースを円滑に進めるために欠かせない重要な役割を担っている。ライダーに代わって必要な情報を得たり、事務手続きをするなどのマネージャー的な役割や、レースの作戦を立てる監督的な役割、直接マシンの調整・修理をするメカニックまで、様々な立場の人がピットクルーライセンスを取得してレースに参加している。レースにおいてピットクルーとして登録し作業する際には、下記のことには注意しなければならない。

9-1 ピットクルーの登録

9-1-1 基本的に下記の人数のピットクルー登録が認められる。

・ロードレース

地方選手権以下 : 2名以内

全日本選手権JSBクラス : 8名以内(同チームの2人目以降は制限あり)

全日本選手権その他クラス : 6名以内(同チームの2人目以降は制限あり)

・モトクロス

地方選手権以下 : 2名以内

全日本選手権 : 2名以内

9-1-2 ロードレースの場合、地方選手権においては最低1名のピットクルーを登録することが義務づけられる。これはライダーが負傷した場合、帰りの交通手段の確保や病院での手続き、家族への連絡が必要となるためである。

9-2 ピットクルーの登録と変更・追加

ピットクルーはエントリー用紙のピットクルー登録欄に記入することで、登録される。いったん登録したピットクルーは選手受付時に変更することは可能とするが、申請人数より追加することはできない。変更の際は変更手数料1,000円が必要となる。

9-3 ピットクルーの服装

安全上長袖・長ズボンを着用することが望ましい。ロードレースのピットロード

やスタート時にエンジン始動を手伝う時、また足場の悪いモトクロスなどはシングル履きは避け、品位ある服装にすること。

9-4 ピットクルーの立ち入り範囲

9-4-1 ロードレース

ピット作業エリアとピットサインを出すプラットフォーム、スタート進行時にはコース上に入ることができる。ただし、特別なパスが必要とされる場合がある。

9-4-2 モトクロス

各大会ごとにコースレイアウトによってサインエリアが定められ、公式通知、ライダーズミーティング等で説明される。

9-5 国際競技会における外国人ピットクルーの登録

国際競技会において、FIMライセンスにて参加する外国人ライダーの外国人ピットクルーのみ、暫定的にその競技会のピットクルーとしてピットクルー作業ができる。ただし、当該競技会主催者の判断により、条件の設定や参加拒否される場合もある。継続的に競技会に参加する場合は、「ピットクルーライセンス」を所持しなければならない。

9-6 ピットクルーの遵守事項

全てのピットクルーは、自らの参加する競技に関する規則を熟知していなければならない。また、安全に対する認識を持っていること。

9-6-1 ロードレース

- ・ピットロードにおいては、ピットイン／ピットアウト車両に十分注意すること。また、無資格のゲスト等がピットロードに出ないように注意する。
- ・火気に注意する。特に喫煙は指定の場所で行うこと。
- ・スタート進行を妨げないよう作業すること。時間がきたら速やかにコース外に退去すること。
- ・メカニックは特にブレーキ系とオイル回りの安全対策を常にチェックすること。

9-6-2 モトクロス

- ・指定のエリアを遵守し、指定されたサインエリアから出てサインを出さないこと。
- ・スタートエリアに進入できるピットクルーは1ライダーにつき1名とする。
- ・各自で用意したパスケースに、ピットクルーパス及びピットクルーライセンスを収納し、判別しやすいように左腰前部に装着しなければならない。

9-7 ペナルティー

ピットクルーの行為に対するペナルティーは、そのピットクルーを登録しているライダーに対して科される。

9-8 レース運営への協力

ライダーに黒旗が提示される場合は、ピット側に向けてそれが提示される。

ピットサインでもその状況を伝え早急に停止するように伝達する。

特にオイルを撒いて走行しているときや、部品が脱落しそうな場合は他のライダーに大きな危険を及ぼす為、各自緊急時の合図サインを取り決めておくこと。

9-9 スポーツ安全保険

2016年度MFJピットクルーライセンス申請料には、2016年4月1日以降～2017年3月31日迄のスポーツ安全保険掛金が含まれている。このスポーツ安全保険制度は、当該ピットクルーが正式に登録され、参加する大会の公式期間中に発生した事故等に対し適用される。

10 スポーツ指導者ライセンスに関する規定

- 10-1 競技役員/講師ライセンス取得条件
18歳以上の者で、MFJの公認する当該種目の競技役員ライセンス講習会（講師は講師ライセンス講習会）を受講し、修了証（受講日から1年間有効）を取得していること。
最初に取得する競技役員/講師ライセンスの等級は3級からとする。
ただし、MFJ中央スポーツ委員およびMFJ当該専門委員は、それぞれの取得条件を備えているものとする。

10-2 競技役員/講師の等級ごとの権限と実務ポイント（P）

10-2-1 競技役員

○…就任できる役務および実務ポイント　—…就任できない役務

級	格式	審査委員長	審査委員	競技監督	各役務正副	各役務	事務局長
3級	GP	—	—	—	—	○5P	—
	全日本	—	—	—	—	○5P	—
	地方	—	—	—	○5P	○3P	○5P
	承認	—	○2P	—	○2P	○1P	○2P
2級	GP	—	—	—	○10P	○5P	—
	全日本	—	○10P	○13P	○7P	○5P	○13P
	地方	○10P	○7P	○10P	○5P	○3P	○10P
	承認	○3P	○2P	○3P	○2P	○1P	○3P
1級	GP	○	○	○	○	○	○
	全日本	○	○	○	○	○	○
	地方	○	○	○	○	○	○
	承認	○	○	○	○	○	○

10-2-2 講師の権限

- 1級…当該種目の公認ライセンス取得ならびに講習会（レベルアップスクール）の主任講師となることができる。
2級…当該種目の公認ライセンス取得講習会ならびにレベルアップスクールの主任講師または補助講師となることができる。
3級…当該種目のライセンス取得講習会ならびにレベルアップスクールの補助講師として従事することができる。

10-3 競技役員/講師の昇格基準

10-3-1 競技役員

- ・3級から2級への昇格基準…各種目（他種目の合算は不可）において、上記10-2-1項に示す役務に従事し、実務ポイント15点以上になった者（MFJ本部に申請の際に実務カードを送付。※郵送申請の場合、発行手数料を同封。）
 - ・2級から1級への昇格基準…2級を取得後、各種目（他種目の合算は不可）において実務ポイント50点以上となり、MFJ当該種目専門委員会が認めた者（MFJ本部に申請の際に実務カードを送付。※郵送申請の場合、発行手数料を同封。）
- なお、当該種目専門委員会への認可手続はMFJ本部が行うものとする。

10-3-2 講師

- 3級から2級への昇格基準…当該種目のライセンス取得講習会の補助講師として、5回以上従事した者（MFJ本部に申請の際に講習会実績日が入った活動実績表を作成し送付 ※郵送申請の場合、発行手数料を同封）。
- 2級から1級への昇格基準…当該種目のライセンス取得講習会の主任講師として、5回以上従事した者（MFJ本部に申請の際に講習会実績日が入った活動実績表を送付 ※郵送申請の場合、発行手数料を同封）。

- 10-3-3 役員／講師とも実績を充分満たしたうえで、MFJ加盟団体、MFJ公認サーキットから昇格推薦を受けた者は、昇格が認められる場合がある。
- 10-4 競技役員／講師の降格基準
競技役員／講師ライセンス取得者で10年以上更新手続きを行っていない場合は、1等級の降格とする。

11 会員ライセンスの有効期間

- 11-1 2016年度競技ライセンス（エンジョイ含む）の有効期間は、ライセンスの交付を受けた2016年4月1日以降から2017年3月31日迄とする。
※2016年3月31日までの大会への出場（大会公式日程期間）は、2015年度ライセンスを取得していなければならない。
- 11-2 競技ライセンスは未更新期間がある場合、ライセンス区分の降格や走行証明の再取得等の条件が付される場合がある。詳細については別途定める「MFJライセンス昇格・降格に関する規則」による（50頁参照）。

12 会員ライセンスの効力の失効等

- 12-1 次の者のライセンスの効力は失効、または停止される。
- 12-1-1 日本のスポーツ国籍を失った者。
- 12-1-2 氏名、年齢、性別等を偽り、不正にライセンスを受けた者および使用した者。
- 12-1-3 前条の有効期間を経過し、継続申請をしなかった者。
- 12-1-4 MFJ中央審査委員会の裁定により、停止処分を受けた者（中央審査委員会の定める期間）。